

# 和紙の有効活用による町の活性化計画

令和元年（2019年）8月

小川町

## 目 次

### 第1章 計画の基本事項

1－1 計画策定の趣旨	1
-------------	---

1－2 計画の位置づけ	1
-------------	---

### 第2章 小川町の現状

2－1 和紙関連施設の現状	1
---------------	---

1) 埼玉伝統工芸会館（道の駅おがわまち）	1
-----------------------	---

2) 小川町和紙体験学習センター	2
------------------	---

2－2 和紙関連団体の現状	5
---------------	---

1) 埼玉県小川和紙工業協同組合	5
------------------	---

2) 細川紙技術者協会	6
-------------	---

3) 小川町トロロアオイ生産組合	7
------------------	---

4) 小川町溜漉紙研究会	8
--------------	---

5) 小川町和紙商業組合	8
--------------	---

6) その他	9
--------	---

2－3 和紙普及啓発の現状	9
---------------	---

1) 町民の和紙に対する認識	9
----------------	---

2) 和紙に関わるイベント等	9
----------------	---

## 第3章 和紙の有効活用による町の活性化計画

3-1 活性化計画のビジョン ······ 10

3-2 和紙でにぎわいのあるまち

(和紙の拠点づくり) ······ 11

1) 埼玉伝統工芸会館（道の駅おがわまち） ······ 11

2) 小川町和紙体験学習センター ······ 13

3-3 和紙産業を育てるまち

(和紙の技術の伝承と産業支援) ······ 14

1) 和紙関係団体の連携強化 ······ 14

2) 後継者育成、原料・道具及び販路拡大 ······ 15

3-4 和紙文化がいきづくまち

(和紙の文化の普及啓発) ······ 16

1) 町民の和紙に対する認識の向上 ······ 16

2) 和紙を活用した事業展開の推進 ······ 16

## 第4章 計画の推進

4-1 計画の推進体制と具現化に向けて ······ 17

# 和紙の有効活用による町の活性化計画

## 第1章 計画の基本事項

### 1－1 計画策定の趣旨

平成26年（2014年）11月にユネスコ無形文化遺産に登録された細川紙の産地である当町が、「和紙のふるさと小川町」として、和紙の産業、観光及び文化の基盤安定と啓発を推進するため、和紙産業の活性化、和紙による観光及び文化への取り組み並びに関連施設の整備等を積極的に進め、和紙の有効活用による町の活性化につなげる計画を策定する。

### 1－2 計画の位置づけ

この計画は、小川町第5次総合振興計画及び小川町都市計画マスタープランを上位計画とし、和紙の有効活用による町の活性化に向けたビジョンを示す計画に位置づけ、必要に応じて事業規模及び事業期間を含めた個別の計画等を策定する。

## 第2章 小川町の現状

### 2－1 和紙関連施設の現状

#### 1) 埼玉伝統工芸会館（道の駅おがわまち）

##### ① 入館者数の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
入館者数（人）	32,699	49,781	53,636	44,479	40,060	39,137

平成26年（2014年）11月にユネスコ無形文化遺産に登録されて以降、埼玉伝統工芸会館（道の駅おがわまち）（以下、「埼玉伝統工芸会館」という。）の入館者数は増加し、平成27年度（2015年度）は過去最高の53,636人となった。しかし、平成27年（2015年）11月以降は減少傾向に推移して、毎年度入館者数は減少の一途をたどり平成30年度（2018年度）は39,137人となり、ピークの平成27年度（2015年度）に比べ14,499人（27.0%）減少している。

## ② 入館料収入の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
入館料収入 (円)	4,967,750	8,041,100	8,323,750	5,266,500	3,698,900	3,329,000

入館料収入も同様に平成26年度(2014年度)が8,041千円、平成27年度(2015年度)が8,324千円と上昇したが、平成28年度(2016年度)に減収に移行し、平成29年度(2017年度)から入館者数を増やす目的で団体の入館無料の枠を拡大したため、入館料収入は減収となった。平成30年度(2018年度)は3,329千円でピークの平成27年度(2015年度)に比べ4,995千円(60.0%)の減収になっている。

## ③ 手漉き和紙体験者数の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
体験者数(人)	10,658	12,820	17,346	16,329	14,995	15,944

手漉き和紙体験者数は、ユネスコ無形文化遺産登録後の平成27年度(2015年度)の17,346人をピークに2年連続で減少したが、平成30年度(2018年度)は前年度に比べ950人増の15,944人で推移している。

## ④ 施設の状況

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	計
修繕費(円)	小川町	2,100,000	6,508,080	0	0	1,849,024	0	10,457,104
	埼玉伝統工芸協会	1,327,333	7,099,421	2,107,941	1,728,936	2,586,158	1,180,789	16,030,578
	年度別計	3,427,333	13,607,501	2,107,941	1,728,936	4,435,182	1,180,789	26,487,682

埼玉伝統工芸会館は、平成元年(1989年)に建設されて30年が経過し、建物は老朽化により、台風等の大雨になると恒常に雨漏りが発生している。また、設備も深刻な状況で、空調設備等の故障が頻繁に発生しており、維持管理費が増加したことから、平成28年度(2016年度)には空調設備のリニューアルに向けた調査を実施している。平成5年(1993年)に、県内で初めて道の駅に登録されたが、現在の道の駅として必要な条件である24時間利用可能な無料休憩スペースや道路情報の提供はなく、トイレの不足等もあり、道の駅としての機能を一部満たしていない状況である。更に、展示物等の恒常化や施設の営業状況が分かりにくい建物配置等の問題点も指摘されている。

## 2) 小川町和紙体験学習センター

### ① これまでの経緯

昭和 11 年（1936 年）にこの地に「埼玉県製紙研究所」として建設され、小川製紙指導所、小川製紙工業指導所を経て、昭和 31 年（1956 年）に「埼玉県製紙工業試験場」となった。平成 11 年（1999 年）に整理統合により小川町に無償で引き渡され、「小川町和紙体験学習センター」（以下、「和紙体験学習センター」という。）となり、平成 27 年度（2015 年度）から町直営の形態での運営となっている。和紙体験学習センターは、観光客等を対象にした手漉き和紙体験と小川和紙工業協同組合の和紙職人が共同で利用する設備（什器）が配備されている。令和元年（2019 年）で築 83 年目の建物である。

### ② 手漉き和紙体験者数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
手漉き和紙体験者数 (人)	374	134	569	357

和紙体験学習センターの体験は、和紙を漉きハガキを作る入門コースや 1 日かけて楮準備作業と紙漉き・乾燥まで行う 1 日コースなど伝統工芸会館で行われる観光的な手漉き和紙体験とは異なる。この他に 4 日コースを平成 29 年度（2017 年度）に 2 回、平成 30 年度（2018 年度）に 3 回企画したところ、多くの方が受講された。平成 28 年度（2016 年度）は職員体制の都合により、開館が不定期になったため体験者数が減少しているが、近年は年間 350 人を超える体験者を受け入れている。

### ③ 設備利用者数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
設備利用者数 (人)	237	109	245	268

設備利用者としては、卒業証書等を製作する職人らは、光沢機、断裁機やビーターを、個人の紙漉き職人らは、ビーター、打解機や圧搾乾燥機を、機械紙業者らは、大規模な楮さらしのため、水槽と大釜を利用している。また、11 月から翌年 2 月の楮を伐採する時期には、楮を育てている職人により釜等を利用した楮かしきが行われる。設備は老朽化しているものの、職人が各工房等で和紙の原料を精製する設備を全て所有するのは難しい現状にあり、共同での利用頻度は増加している。平成 28 年度（2016 年度）は、和紙体験学習センターの開館が不定期になったため、設備利用者数が極端に減少しているが、例年延べ 250 人前後の職人が設備を利用している。

#### ④ 手漉き和紙体験及び使用料等収入の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
手漉き和紙体験及び 使用料等収入（円）	1,400,585	1,260,490	2,012,200	1,964,140

平成28年度（2016年度）は、和紙体験学習センターの不定期な開館による収入の減少を除けば、平成29・30年度（2017・2018年度）の手漉き和紙体験及び職人等の設備使用料による収入は、2,000,000円前後を維持している。手漉き和紙体験料と設備使用料の割合は概ね3：1である。

#### ⑤ 和紙体験学習センター管理運営事業費の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
和紙体験学習センター 管理運営事業費（円）	5,405,289	5,568,222	8,001,416	8,624,965

平成27・28年度（2015・2016年度）は、臨時職員を1名配置して和紙体験学習センターの施設管理と手漉き和紙体験を行ってきたが、平成29年度（2017年度）からは臨時職員を2名体制にして積極的に手漉き和紙体験者を受入れる体制を確立したため、事業費が増加している。事業費のうち人件費が6割以上を占めている。

#### ⑥ 施設の状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	計
修繕費（円）	475,848	2,392,902	1,754,568	2,188,160	6,811,478

県から施設を平成11年度（1999年度）に譲り受け、15年経過した平成26年度（2014年度）頃から、施設本体の修繕が増えてきた。平成27年度（2015年度）5件、平成28年度（2016年度）6件、平成29年度（2017年度）9件、平成30年度（2018年度）8件を数える。修繕内容は、施設の老朽化による屋根の修繕や設備修繕がほとんどである。特に平成28年度（2016年度）は、屋根の雨漏り修繕費と庇部分崩落による修繕費が過大になり、予備費を充当した経過がある。

施設の譲渡を受けた平成11年（1999年）当時は、建物の外壁は塗装されていたが、現在はその塗装も剥がれ、建物の躯体や屋根の劣化が進行しており、大規模な改修若しくは改築の必要性が指摘されている。また、職人が使用している設備についても故障した際の部品確保や設備更新の問題等の課題が山積している。

## 2－2 和紙関連団体の現状

### 1) 埼玉県小川和紙工業協同組合

#### ① これまでの経緯

明治 34 年（1901 年）に設立された埼玉県小川製紙同業組合を前身とし、昭和 13 年（1938 年）に埼玉県小川和紙工業組合が設立された。昭和 19 年（1944 年）に埼玉県手漉紙統制組合に改組され、昭和 22 年（1947 年）に埼玉県小川和紙工業協同組合（以下、「和紙工」という。）として再組織され現在に至っている。

#### ② 構成

理事長 1 名、常務理事 1 名、専務理事 1 名を中心に、組合員 17 名で構成されている。昭和 25 年（1950 年）当時の組合員数は 503 名で徐々に減少し、昭和 42 年（1967 年）に 113 名、昭和 50 年（1975 年）に 64 名、平成元年（1989 年）に 39 名、平成 15 年（2003 年）に 30 名、平成 25 年（2013 年）に 20 名となり、現在の 17 名になっている。

#### ③ 活動

和紙工では、土佐楮、那須楮、タイ楮、パルプ、トロロアオイ等の原料やトロロアオイを保存するためのクレゾールなどの薬品の一括購入を行い、それぞれの職人へ頒布している。また、官公庁や民間業者から和紙工に注文のあったものを組合員に振り分けて製作している。

#### ④ 町との連携（生業支援事業）

小川和紙の主要な原料として楮がある。かつては、下準備（カズ剥き・カズヒキ）を行って紙屋に出しており、小川町近郊でも楮を育てて出荷する業者もあった。現在、和紙工では那須（茨城県）楮や土佐（高知県）楮を購入しているが、それぞれの産地の生産量が不足しており、納入量は減少している。そのため、廉価で取り扱えるタイをはじめとした国外産の楮の需要が増えている。

このような状況を鑑み、平成 28 年度（2016 年度）から当町と和紙工が連携をして、町内での楮の生産を開始し、楮の安定供給を担う生業支援事業を始めている。町が補助金を交付して、和紙工が従業員を雇用し、畠の楮を刈り取り、カズヒキを行った楮を職人が購入し利用している。また、生産量を増やすために、年々耕作範囲の拡大やカズヒキ作業の効率を向上させる器具の開発を行っている。

### 生業支援事業による楮の生産量（ナゼ皮）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
楮生産量(kg)	160	200	288

## 2) 細川紙技術者協会

### ① これまでの経緯

昭和42年(1967年)、前身組織である細川紙技術保存会が設立された。昭和44年(1969年)に細川紙が小川町及び東秩父村の指定無形文化財に指定され、細川紙技術者協会を新たに発足した。細川紙は昭和46年(1971年)に埼玉県指定無形文化財、昭和53年(1978年)に国指定重要無形文化財(団体指定)となった。

### ② 構成

正会員……重要無形文化財の技術保持者。おおむね15年以上伝統的製法による和紙生産に従事し、重要無形文化財細川紙の生産技術を高度に体得し、かつ、これに精通している者

準会員……正会員の家族及びその製紙従事者、並びに3年以上研修員を経験し製紙業を営んでいる者

研修員……細川紙の製紙技術について研修中の者

特別会員……伝統的な細川紙の製紙用具製作技術を高度に体得し、かつ、これに精通している者。また、体調面・健康面において継承者養成への従事が不可能と判断される正会員資格を有した者

### ③ 活動

細川紙技術者協会は、文化財保護法に基づき、重要無形文化財に指定された細川紙の技術を保持する者で構成員される保持団体として認定された団体で、継承者養成、原料用具確保、研究発表、普及啓発等の事業を行っている。

#### ④ 会員数及び平均年齢の推移

年齢は年度末現在

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
正会員	人数	9	11	10	9	7
	平均年齢	82.3	77.6	77.8	77.7	76.0
準会員	人数	9	4	4	3	3
	平均年齢	64.8	56.8	57.8	51.0	52.0
研修員	人数	5	7	7	7	8
	平均年齢	35.0	33.9	34.9	40.4	43.9

※上記期間中、特別会員なし

平成 30 年度（2018 年度）の会員数は、正会員 7 人、準会員 3 人、研修員 8 人の計 18 人で、平均年齢は、正会員 76.0 歳、準会員 52.0 歳、研修員 43.9 歳となっている。

#### ⑤ 町との連携（後継者育成事業）

手漉き和紙の後継者を育成するため、平成 28 年（2016 年）10 月から令和元年（2019 年）9 月までの 3 か年で、細川紙技術者協会に講師を依頼して、毎週土曜日に和紙体験学習センターで紙漉き技術の指導を受けている。この制度は、研修生に奨励金を支給し、研修終了後には手漉き和紙職人として、活動することを目指すもので現在 6 人の研修生が在籍している。

### 3) 小川町トロロアオイ生産組合

当町では、和紙のネリとして戦前から昭和 40 年代前半（1965 年～1969 年）までトロロアオイが栽培されていたが、需要が減少し生産されなくなっていた。

平成 13 年（2001 年）に遊休農地の解消と地元産の原料を使った和紙作りを目指し、試験栽培をしたところ、品質の良いものが出来たため、町内の農家に働きかけ 30 戸を超える農家が賛同し栽培を始めた。更に、平成 15 年（2003 年）にトロロアオイ生産のより一層の普及、栽培技術の向上を目指すことを目的に、31 人の組合員から構成されるトロロアオイ生産組合が発足して、根を和紙の原料として生産する一方、残った根・茎を食品添加物として共同出荷してきた。

現在、トロロアオイの需要自体は、他の産地の生産休止を受け増加してきている。しかし、生産者の高齢化が進んだことに加え、食品添加物業者の廃業により和紙の原料以外の販売先が無くなつたことや、出荷価格の低迷、病害虫対策及び連作障害等の栽培管理の困難から組合員が減少しており、新規担い手の確保が大きな課題となつてゐる。

#### トロロアオイ出荷実績

	出荷者数(人)	出荷数 (kg)
平成21年	21	10, 159
平成22年	20	6, 746
平成23年	19	8, 305
平成24年	21	7, 043
平成25年	22	9, 982
平成26年	18	7, 025
平成27年	18	4, 614
平成28年	12	2, 183
平成29年	12	2, 290
平成30年	13	3, 890

#### 4) 小川町溜漉紙研究会

昭和40年代（1965年～1974年）頃に、「溜め漉き」という技法を用いて、卒業証書や表彰状等を製作し販売するために設立された任意団体である。原料仕入れや透かし作成などを共同で行い効率化を図って、手漉き和紙職人が和紙工と共に重複加入している。

設立当時、手漉き職人が製紙工業試験場の指導を受け10人で活動を開始した。現在は2人になり、年齢は80歳を超えてる。平成30年度（2018年度）の卒業証書の注文は、埼玉県内を中心に年間145件を数え、2人では対応できず、他の職人たちの応援や和紙工の協力により仕上げている状況である。

#### 5) 小川町和紙商業組合

紙漉き業界は、「ヒキ屋が楮を生産用意し、紙屋が紙を漉き、問屋が売りさばく」という図式が江戸時代から続いている。

そのうちの生産組合である和紙工に対して、町内の問屋による組合として小川町和紙商業組合が平成26年（2014年）まで存在していた。

解散時には約30軒存在した問屋は、解散後もそれぞれの問屋は活動を続けており、紙屋はそれぞれに数軒の問屋と連携している。組合組織ではなくなつたが、問屋は、小川和紙を広く販売する上で欠かすことのできない存在になつてゐる。

## 6) その他

紙漉きに欠かせない道具の一つに漉き簾がある。かつては、当町にも簾編み業者がいて、昭和 62 年（1987 年）頃まで簾編みを行っていたが、後継者がいないため廃業している。現在、職人は、高知県、徳島県、岐阜県等に道具の注文を行っているが、順番待ちで納品まで 2～3 年待たされることもある。岐阜県美濃市では、団体と連携して簾編み、刷毛作り、桁作りについても後継者指導を行っている。

## 2-3 和紙普及啓発の現状

### 1) 町民の和紙に対する認識

#### ① 手漉き和紙体験

町立小学校 6 校では、社会科授業の一環で 4 年生が手漉き和紙体験を行っている。和紙体験学習センターでは、1 校につき年間 2 回まで無償で体験できる機会を設けており、例年、すべての町立小学校でこの制度を利用して体験を行っている。また、平成 28 年度（2016 年度）頃から大河小学校の発案で、卒業式に際し、6 年生の児童が自ら漉いた和紙を半裁し、2 つの和紙コサージュを仕立て、親子で胸に飾って式に臨むことが始められた。翌年度からは、町立小学校 4 校でコサージュ製作が行われている。

町立中学校 3 校では、昭和 60 年（1985 年）から 3 年生の生徒が夏休み頃に和紙体験学習センターに集まり、卒業式で授与される卒業証書を漉く事業を行っている。最近では、県立小川高校においても、授業の一環で手漉き和紙を体験したり、書道部のクラブ活動の一部で和紙を利用したりしている。

#### ② 一般町民の和紙利用

現在、町内の公民館のサークル活動や町民会館の講座では、和紙を利用した作品を製作する活動の場が設けられ、和紙に触れ、和紙に親しむ活動が行われている。

### 2) 和紙に関わるイベント等

#### ① 小川町七夕まつり

昭和 24 年（1949 年）から和紙の普及宣伝を目的に開催されたイベントであり、例年 7 月の最終土日を基準に、駅前通りを中心に実施している。和紙を多用した竹飾り、5 地区に残る山車を利用した屋台引き回しと小川祭囃子、夏空を彩る花火大会等の多数のイベントが催される。

この七夕まつりに合わせて「和紙まつり」と称して、和紙工を中心 「埼玉県小川和紙宣伝求評会」を開催している。手漉き和紙の無料体験、うちわ作り等の和紙を使ったワークショップ、各種小川和紙の販売会などが行われている。

#### ② 小川和紙フェスティバル

ユネスコ無形文化遺産に細川紙が登録されたことを受け、平成28年度（2016年度）からは、ユネスコ無形文化遺産に登録された11月27日を町の条例で「小川和紙の日」と定め、毎年11月27日に近い土日を中心にイベントを開催している。イベント内容は、伝統工芸会館を利用した町民の作品展覧会、各種ワークショップが中心になり、にぎわい創出課が事務局を担い、関係各課と連携をして開催している。

#### ③ 3紙連携事業

ユネスコ無形文化遺産に登録された和紙の産地である石州半紙の島根県浜田市、本美濃紙の岐阜県美濃市、細川紙の埼玉県小川町及び東秩父村の2市1町1村とそれぞれの和紙関係3団体との連携を強化し、国内外での和紙の消費喚起を図ると共に新たな販路開拓に向けたテストマーケティングを開催している。

#### ④ 町観光協会のイベントへの参加

小川町観光協会は、各市町村で開催されるイベント等に参加し、和紙の販売や体験、ワークショップ等を行い、和紙の普及宣伝に努めている。

### 第3章 和紙の有効活用による町の活性化計画

#### 3-1 活性化計画のビジョン

第2章の現状を鑑み、次のビジョンから和紙の有効活用による町の活性化計画(以下、「計画」という。)を策定する。

- ・和紙でにぎわいのあるまち（和紙の拠点づくり）

- ・和紙産業を育てるまち（和紙の技術の伝承と産業支援）

- ・和紙文化がいきづくまち（和紙の文化の普及啓発）

### 3－2 和紙でにぎわいのあるまち（和紙の拠点づくり）

#### 1) 埼玉伝統工芸会館（道の駅おがわまち）

##### ① 施設の現状分析

第2章の小川町の現状で既述したとおり、埼玉伝統工芸会館の現状は、平成26年（2014年）11月にユネスコ無形文化遺産に登録されて以降、平成27年度（2015年度）をピークに入館者数及び入館料収入が減少している。この傾向は、ユネスコの無形文化遺産に登録されたことによる一過性の盛り上がりにより集客が増加したもの、展示物の恒常化等によりリピーターの取込みができていないことが影響している。これは、他の施設でも同様で、群馬県の富岡製糸場も入館者数の減少に苦慮しているようである。更に、埼玉伝統工芸会館の施設設備の老朽化による改修等が必要な状況に迫られている。

##### ② 財源確保緊急対策本部決定

財源確保緊急対策本部決定第49-2号（平成30年10月15日）では、「**埼玉伝統工芸会館は、和紙を象徴する重要な施設で、和紙の魅力を観光に最大限活用するためにも、拠点となる施設としてその存在は欠くことができない。一方で、財政面に目を転ずると、施設管理費が町へ及ぼす財政的負担は大きい。そのため、民間譲渡に限ることなく町の負担を限りなく削減すべく、会館のあり方の再構築、観光拠点としての活用、道の駅の有効利用、特産品の売上げ増加等、あらゆる手段を講じ增收増益、集客増加につながる手法について検討する。**」と記載されている。

##### ③ 小川町第5次総合振興計画及び小川町都市計画マスタープラン

小川町第5次総合振興計画の観光の基本計画では、観光資源の充実として、「**埼玉伝統工芸会館の施設機能の充実を進め、カタクリ群生地、仙元山や櫻川などの自然環境を活用した観光ゾーンの整備を推進します。また、恵まれた自然環境の中の多様なハイキングコースの整備を継続し、歴史的文化遺産と和紙、地酒を代表とする伝統工芸産業との連携による観光資源としての活用を進めます。特に、ユネスコ無形文化遺産に登録された細川紙をはじめとする小川和紙の魅力を、観光に最大限活用することに努めます。**」と定められている。

小川町都市計画マスタープランの小川地区の構想では、「**埼玉伝統工芸会館（道の駅おがわまち）周辺を、地域における様々な活動が展開される地域拠点として位置づけ、観光関連施設や生活サービス施設の維持・充実、交通結節点としての機能強**

化を目指します。」とされている。更に、まちづくり方針の土地利用では、観光・交流ゾーンに定められており、「埼玉伝統工芸会館（道の駅おがわまち）については、観光の核として有効活用と施設機能の充実を図るとともに、周辺の仙元山見晴らしの丘公園・旧下里分校などを周遊できる遊歩道等の整備を推進します。」と定められている。

#### ④ 道の駅おがわまち機能診断結果

平成 31 年（2019 年）3 月に一般社団法人全国道の駅支援機構が道の駅おがわまち機能診断を実施した結果、立地診断では、立地の評価は高いものの、施設の老朽化と共に建物配置の影響で出入り口が目立たないため、立ち寄り率が低くなっている可能性が高い。需要予測では消極的に見積もって 1.9 億円、積極的に見積もった場合 4.2 億円となり、これによる経済効果予測は消極的なパターンでも 5 年累計で約 42.8 億円が期待できる。コンテンツについては、近隣に直売所と類似するコンテンツが多いことから、何らかの差別化要素をテーマとして設定する必要と共にコンテンツを充実させるためには、現在の一般財団法人埼玉伝統工芸協会の体制では限界があると指摘している。

#### ⑤ 埼玉伝統工芸会館（道の駅おがわまち）の整備について

観光の拠点として、和紙の有効活用により埼玉伝統工芸会館を活性化する整備にあたっては、上記の現状分析や上位計画等と共に次の事項を考慮して行う。

- ・和紙を中心とした観光施設としてのリニューアル
- ・和紙体験学習センターでも実施している手漉き和紙体験については、埼玉伝統工芸会館に集約して観光の手漉き和紙体験の充実
- ・道の駅としての設備機能の充実
- ・飲食施設の整備、充実及び事業者の誘致
- ・周辺の観光資源である仙元山や槻川などのハイキングコースの整備等を促進し和紙体験、地酒、建具など伝統産業との連携活用
- ・民間事業者による指定管理等の検討及び費用の抑制
- ・整備の財源は、道の駅としての整備には補助金等の活用を図り、飲食施設等の商業ベースの整備には民間投資や PPP/PFI の導入の可能性を検討

## 2) 小川町和紙体験学習センター

### ① 施設の現状分析

手漉き和紙体験及び使用料等収入では、直近の2年間は2,000,000円前後の収入を上げているが、和紙体験学習センター運営事業費の歳出は8,000,000円を超える状況で推移している。歳出のうち6割以上が2人の臨時職員の人工費となっている。また、施設全体が老朽化しており、風水害で破損した箇所のみの応急対応では補修費用が増加する一方である。このため、活用にあたっては、改修又は改築を検討する必要がある。

### ② 政策会議による方向性の決定

平成30年（2018年）12月28日に行われた政策会議において、財源確保緊急対策本部決定第49-2号に基づき、関係各課等で組織した計画策定チームが、和紙体験学習センターのあり方（方向性）を調査・研究した結果を報告した。政策会議での協議の結果、「和紙体験学習センターでの手漉き和紙体験については、伝統工芸会館に移行し、和紙体験学習センターは和紙産業を存続させるため、産業施設としての整備・活用を基軸にすると共に和紙文化の施設としての整備・活用（登録有形文化財）を検討する。」という方向性が決定した。

### ③ 小川町第5次総合振興計画及び小川町都市計画マスタープラン

小川町第5次総合振興計画の文化の基本計画では、和紙文化の継承と活用として、「国指定重要無形文化財で、ユネスコ無形文化遺産に登録された細川紙など本町が誇る小川和紙の文化を継承し、和紙のふるさとづくりを推進するため、産業及び観光振興策と連携して後継者育成や原料・用具の確保、新商品の開発などを支援します。また、埼玉伝統工芸会館や和紙体験学習センターの活用を図り、伝統的な細川紙の技術や用具などの継承と活用に努めます。」とされている。更に、工業の基本計画では、伝統産業の振興として、「和紙をはじめとする伝統産業の振興は、埼玉伝統工芸会館や和紙体験学習センターを振興の拠点とし、商業と観光の連携により需要の拡大に努め、その振興を図ります。」と定められている。

小川町都市計画マスタープランの小川地区の構想では、和紙体験学習センター周辺を楓川親水ゾーンに位置づけ、同プランの都市施設・その他施設の公園等や楓川の親水拠点を活かした水と緑のネットワーク形成では、「楓川沿いの親水拠点であ

る栃木親水公園・楓川親水公園を活かしながら、中心市街地の商業系施設や歴史的まちなみとの連携を図るネットワーク形成を推進します。」と定められている。

#### ④ 小川町和紙体験学習センターの整備について

和紙産業の消滅は、細川紙の確実な技術伝承を阻害し、ユネスコ無形文化遺産登録が抹消となる。このため、和紙産業の施設として活性化を推進する整備にあたっては、上記の現状分析や上位計画等と共に次の事項を考慮して行う。

- ・和紙産業の技術や用具が継承され、後継者育成ができる施設へのリニューアル
- ・和紙職人が効率的に作業することができる施設環境の整備
- ・和紙を活用した新商品の開発ができる施設
- ・登録有形文化財等への申請及び活用の検討（産業施設としての整備・活用を基軸）
- ・整備の財源には、補助金と共にクラウドファンディング等を活用

### 3－3 和紙産業を育てるまち（和紙の技術の伝承と産業支援）

#### 1) 和紙関係団体の連携強化

##### ① 埼玉県小川和紙工業協同組合、細川紙技術者協会等

和紙関係団体と町との連携協力により、細川紙をはじめとした和紙の後継者育成や普及啓発活動、商品開発や販売促進活動等を実施してきた。今後も官と民が連携や協力をしていくためには、民の窓口としての和紙工等の和紙関係団体の存在は欠かせないものである。しかし、第2章で既述したとおり、和紙工組合員が17名、細川紙技術者協会員が18名と減少の一途をたどると共に組合員等の高齢化もあり、それぞれの団体の存続が危惧されている。また、現在の和紙工組合員と細川紙技術者協会員は、ほぼ重複しており、事務局も同住所にあることから、両組織の事務局の統合を視野に入れた連携強化が必要な時期に来ていると思われる。

小川町溜漉紙研究会は、構成員が現在2名になったため解散を考えているが、埼玉県内外の和紙を使った卒業証書をほぼ全て請負っている。このため、小川町溜漉紙研究会の解散は、和紙を使った卒業証書が出来なくなるため、和紙工等が継承する方向で調整を進める必要がある。

## ② 和紙産業の維持・発展

将来的には、原料の生産から和紙の製作・加工、販売までの一連の行程を担う、和紙関係団体による事業展開を図ることが和紙産業の維持・発展には必要である。

- ・官民連携による和紙産業の発展には、和紙関係団体の存続が必要不可欠
- ・和紙関係団体の連携強化等を支援し、団体の基盤強化と安定を図る。
- ・原料生産から和紙製作・加工、販売までの一連の行程を担う和紙関係団体による事業展開への移行

### 2) 後継者育成、原料・道具及び販路拡大

3－2 和紙でにぎわいのあるまち（和紙の拠点づくり）2）小川和紙体験学習センターの③で既述したとおり、小川町第5次総合振興計画の文化の基本計画では、和紙文化の継承と活用として、「(抜粋) 和紙のふるさとづくりを推進するため、産業及び観光振興策と連携して後継者育成や原料・用具の確保、新商品の開発などを支援します。」と定められている。

#### ① 紙漉き職人の育成

現在の社会環境や収益面を考えると、各工房での後継者の育成は厳しい状況にあるため、引き続き細川紙技術者協会と町が連携して、令和2年度（2020年度）以降も後継者育成事業を推進する必要がある。

#### ② 原料・道具の確保

原料と道具の確保は、後継者育成と共に和紙文化を後世に引き継ぐためには欠かすことができないものであるが、工房ごとの対応が難しい状況である。このため、原料の楮については、和紙工と町が引き続き生業支援事業として、連携をしながら生産の拡大を図る。また、道具等の確保に向けた対応も和紙工や他市町村の和紙関係団体と連携や協力を取りながら道具製作の後継者の育成を推進する。

#### ③ 商業団体との連携

それぞれの工房や紙屋に対して、それぞれの問屋が連携している。一方で、新たに後継者育成事業で育った手漉き和紙職人は、自立するための販路の確保や開拓が課題になることが見込まれることから、和紙工等のバックアップによる商業団体との連携の構築が急務になる。

- ・和紙関係団体と町が連携した後継者育成事業及び生業支援事業の継続
- ・原料の確保に向けた生産体制の確立
- ・道具等の確保、他市町村の和紙関係団体と連携や協力による道具製作及び道具製作後継者の育成
- ・新たな手漉き和紙職人の販路確保や開拓への和紙関係団体のバックアップ及び商業団体への連携構築の支援

### 3－4 和紙文化がいきづくまち（和紙の文化の普及啓発）

#### 1) 町民の和紙に対する認識の向上

##### ① 子ども（幼児・小中学生）

町立小学校では在学中に2回、町立中学校では在学中に1回は和紙を漉く又は和紙を使う体験の機会がある。一方で、小学校就学前の幼児は、和紙に触れる機会がほとんどないので設ける必要がある。

##### ② 大人（手漉き和紙体験未経験者・移住者等）

公民館のサークル活動等で和紙を利用した作品を製作する活動の場はあるが、町民が和紙に触れる機会が少ないので現状である。手漉き和紙体験ができる機会を設ける等、大人も和紙に触れる機会を増やす必要がある。

- ・生まれ育った小川町にある和紙に触れる機会を増やし、愛着を深める。
- ・幼児と保護者を対象とした和紙を利用した作品を製作する機会を設ける。
- ・保育園、幼稚園への和紙の折り紙等の提供
- ・町内在住の大人で、手漉き和紙体験未経験者や転入者を対象に無料の手漉き和紙体験ができる制度の検討
- ・和紙のことについて学べる機会の増進
- ・町民が日常生活で和紙を使用する機会や知識の向上につなげる事業展開を推進

#### 2) 和紙を活用した事業展開の推進

##### ① 事業での活用等

和紙を活用した事業である小川町七夕まつりや小川和紙フェスティバル等は、引き続き「小川町と言えば和紙（小川町＝和紙）」のイメージの普及啓発に努める。

また、全庁的に各課が担当している事業においても積極的に和紙を活用することで、和紙のイメージアップ向けた取組を推進する必要がある。

- ・「小川町＝和紙」のイメージの拡散
- ・小川町七夕まつり、小川和紙フェスティバル等における和紙普及啓発の推進
- ・事業における和紙の積極的活用によるイメージアップ

## 第4章 計画の推進

### 4－1 計画の推進体制と具現化に向けて

個別の計画策定又は事業の推進にあっては、観光及び産業の分野についてはにぎわい創出課、文化の分野については生涯学習課と連携協力して実施する。また、様々な課題が存在し、ひとつの行政分野では解決できないケースには、庁内における横断的な連携強化を図る等、体制の充実に努める。

和紙に関する事業の具現化にあたっては、この計画に沿って行うこととし、必要に応じて個別の計画等を策定することで、その実効性を高める。